



令和2年度

川崎市市民ミュージアム年報

KAWASAKI CITY MUSEUM ANNUAL REPORT 2020.4 - 2021.3

目次

令和2年度年報の発行にあたって	3
概要	4
沿革	5
令和2年度 利用者統計表	6
展示	
企画展	
第54回 かわさき市美術展	8
教育普及	12
収集・貸出・特別利用	16
調査・研究	22
広報	24
資料	27



4点以上

令和2年度年報の発行にあたって

令和元（2019）年10月、当館は台風第19号による地階への浸水により、地下収蔵庫内に保管していた収蔵資料は甚大な被害を受け、維持管理機能は完全に停止、施設の一般利用ができなくなりました。被災した収蔵資料については、外部の関係各位からご支援ご協力をいただきながらレスキュー作業を進め、令和2（2020）年6月には地上階などへ全てを運び出すことができました。その後も応急処置等の作業を続けております。

令和2年度、レスキュー作業以外の博物館活動は館内で行うことができない状態で経過した1年でしたが、被災以前から続けていた「かわさき市美術展」と市立小学校を対象にした「社会科教育推進事業」については館外にて実施しました。令和2年度の年報はこれらを中心とした報告となります。

被災状況下では、被災資料の応急処置等の作業に活動の比重が置かれるのは当然のことながら、様々な制約のなかでも実施可能な博物館活動として当館に残されたものは、上述した川崎市民の創作活動の発表の場である「第54回かわさき市美術展」の館外開催と、江戸期から昭和時代にかけて川崎の庶民の暮らしと経済を支えてきた二ヶ領用水の開削物語の出前講座を市立小学校にて実施することでした。それらの事業に対し、川崎市民の方々そして市立小学校から多くの支持をいただき、どちらも地域の美術館・博物館として、最後まで守り続けなければならない大切な活動であることを実感する年になりました。また、収蔵資料のデータベースを整える作業は、どの館にとっても基本的かつ重要なものですが、凶らずも、この度の被災がこれまでの当館収蔵品の基本的なデータ管理をあらためて整理・構築する機会となりました。

当館は、現在も終わることのない被災資料の応急処置作業の途上であり、現場は混乱の中にあります。将来の当館のあり方も視界不良の中にあります。美術館・博物館は長い時間をかけて人が作り発展させてきた人類共通の財産であり、その時代と社会に属して人々と共にありますが、突然襲ってくる災害に対し、かくも脆弱な存在なのかと考えさせられた年でもありました。

最後になりましたが、令和2年度も被災収蔵資料のレスキュー作業に対してご支援ご協力くださった関係各位に対しまして心より御礼を申し上げます。

館長 大野正勝

概要

都市は、その形成過程において、さまざまな人が集まることにより次々と新しい文化を生み出している。川崎市民ミュージアムは 1988(昭和63)年 11 月、「都市と人間」を基本テーマに開館し、都市の発展過程やそこで生まれ育った文化を見つめるための資料や作品収集・調査・研究・展示などの活動を行ってきた。

特に、今日私たちの暮らしに深い関わりをもち、都市文化の形成に大きな役割を果たしてきたポスター、版画、写真、漫画、映画、ビデオといった複製技術による芸術作品、川崎に関連する考古・歴史・民俗資料及び芸術家の作品を対象にした基本テーマの追求は当館の特色である。

なお、令和元年東日本台風の被害により施設は休館し、被災収蔵品のレスキュー作業を行っているが、アウトリーチによる展示や教育普及事業などを継続している。

トーマス転炉（日本鋼管 現 JFE 寄贈）

英国人シドニー・G・トーマスが発明した燐を含む鉄鉱石の製鋼炉。1937（昭和 12）年から 1957（昭和 32）年まで稼働し、日本の鉄鋼業界の発展に大きく貢献した。京浜工業地帯発展史のなかでも象徴的な産業遺産といえる。

沿革（開館まで）

1980（昭和55）年

- 川崎市博物館構想委員会を設置（担当教育委員会）
- 漫画・写真・映像文化センター構想を発表（担当企画調整局）

1981（昭和56）年

- 川崎市博物館基本構想を策定
- 現代映像文化センター基本構想を策定

1982（昭和57）年

- 川崎市博物館建設調査委員会を設置（教育委員会）し、同時に展示基本計画書を策定
- 現代映像文化センター基本計画委員会を設置（企画調整局）し、基本計画を策定

1983（昭和58）年

- 川崎市博物館資料収集委員会（教育委員会）、現代映像文化センター収集委員会を設置（企画調整局）し、収集事業がスタート
- 両計画を一体化するため、仮称川崎市博物館・現代映像文化センター一体化に関わる委員会を設置（企画調整局）し、基本計画を策定

1985（昭和60）年3月

- 建築基本設計を完了

1985（昭和60）年3月

- 展示基本設計を完了

1985（昭和60）年4月

- 教育委員会に市民ミュージアム準備事務室が発足

1985（昭和60）年11月

- 建築実施設計を完了

1986（昭和61）年3月

- 展示実施設計を完了

1986（昭和61）年3月

- 建築工事着手

1987（昭和62）年7月

- 展示工事着手
- 川崎市市民ミュージアム条例を制定

1988（昭和63）年11月

- 川崎市市民ミュージアム開館

令和2年度 利用者統計表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
常設展	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企画展	有料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
映像ホール	有料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ミニホール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
館内イベント・講座等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ミュージアムライブラリー（図書）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ミュージアムライブラリー（映像）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ミュージアムライブラリー（閲覧）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研修室等利用者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ミュージアムギャラリー1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ミュージアムギャラリー2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
館外展示入館・出張プログラム等	0	0	0	0	0	0	657	920	773	690	1,319	939	5,298
合計	0	0	0	0	0	0	657	920	773	690	1,319	939	5,298
利用者累計							657	1,577	2,350	3,040	4,359	5,298	
開館日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1日平均利用者数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

展示室別内訳

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
企画展示室1	有料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	シニア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高校・大学生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中学生以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般（団体）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	シニア（団体）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高・大生（団体）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他（団体）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	招待券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	障害者等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中学生以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	取材	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企画展示室2	有料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	シニア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高校・大学生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中学生以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般（団体）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	シニア（団体）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高・大生（団体）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他（団体）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	招待券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	障害者等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中学生以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	取材	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
アートギャラリー	有料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	シニア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高校・大学生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中学生以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般（団体）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	シニア（団体）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高・大生（団体）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他（団体）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	招待券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	障害者等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中学生以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	取材	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
映像ホール	有料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	シニア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高校・大学生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小中学生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	優待割引	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	スカラチケット	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	招待券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	障害者等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未就学児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

展 示



【企画展】

第54回かわさき市美術展



会場	ミュージアム川崎シンフォニーホール 企画展示室・研修室 4
会期	2021年2月26日(金)～3月13日(土) 入選作品展(全部門)…2月26日(金)～3月4日(木) 入賞作品展(全部門)…3月6日(土)～3月13日(土)
日数	15日間
入場者数	1,180人
観覧料	無料
主催	川崎市市民ミュージアム
後援	川崎市教育委員会、かわさきFM(79.1MHz)
協賛	川崎信用金庫、セシサ川崎農業協同組合(50音順)

かわさき市美術展は、昭和42(1967)年から行われている、川崎市の芸術文化活動の振興を目的とした展覧会である。本展では、川崎市に在住・在勤・在学、あるいは市内で制作活動をしている方々を対象に全6部門(①平面、②彫刻・立体造形、③工芸、④書、⑤写真、⑥中高生)の作品の公募を行い、合計373点の応募作品のなかから、審査の上、入選及び入賞作品を展示した。

審査の結果、最優秀賞は畠山知寿子氏の写真作品「雲と江ノ島」、中高生を対象としたコミュゼ川崎大賞には照井颯氏の絵画作品「絶叫羅漢絵図」が受賞した。本展は当館が現在も休館中であることから、第53回に引き続きミュージアム川崎シンフォニーホールにて開催、会期を2期に分け、入選・入賞作品計113点の展示を行った。

2期目の入賞作品展期間中は、同会場内に過去のかわさき市美術展の最優秀賞作品7点(川崎市市民ミュージアム所蔵)を展示し、これまでのあゆみを振り返った。

【募集要項】 A4(A3二つ折り)チラシ 30,000部	B3ポスター 600部
【作品展】 A4チラシ 9,000部	はがき 3,000部
【作品集】 B5冊子 2,000部	

関連イベント

オンラインセミナー「額縁のお話」

期間 2020年12月4日(金)12:00～2021年3月31日(水)17:00 ※ホームページで配信

講師 中瀬慎一郎氏(額装家)

視聴回数 311回

講評会

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、作品展会場内では実施せず、書面配布(平面作品、写真作品)、及び講評を収録しての動画配信(彫刻・立体造形作品、工芸作品、書作品)に代えた。

表彰式

日時 3月13日(土)10:00 ※3月17日(水)～3月31日(水)の期間、ホームページで動画を配信

会場 ミュージアム川崎シンフォニーホール 市民交流室

参加人数 7名(※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、最優秀賞受賞者とコミュゼ川崎大賞受賞者、関係者のみで開催した)



最優秀賞
島山 知寿子「雲と江ノ島」



コミュゼ川崎大賞
照井 颯「絶叫羅漢絵図」

第 54 回 かわさき市美術展運営委員会

1. 設置要綱

かわさき市美術展の開催にあたり、専門的な知識や視点に基づき、市民の文化芸術の向上および円滑な事業運営を目的に設置する。

2. 委員構成

美術作家および美術評論家（3名）

学校美術教育関係者（1名）

川崎市市民文化局市民文化振興室担当課長（1名）

川崎市市民ミュージアム 館長（1名）

3. 開催

第 54 回かわさき市美術展第 1 回運営委員会

日時：2020 年 7 月 21 日（火）

会場：川崎市市民ミュージアム会議室

議題：第 54 回かわさき市美術展募集内容について、審査員について

第 54 回かわさき市美術展第 2 回運営委員会

議題：第 54 回かわさき市美術展の実施報告

※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、書面にて報告

第54回 かわさき市美術展 入賞・入選者一覧

賞	部門	タイトル	制作者名
■入賞			
最優秀賞	写真	雲と江ノ島	畠山 知寿子
優秀賞	平面	私の妖怪たち (B)	五野上 みお
優秀賞	彫刻・立体造形	見続眠至	佐藤 雅孝
優秀賞	工芸	flare	岩下 はるみ
優秀賞	書	丸子橋春望 (自作古詩)	田辺 談窓
コミュゼ川崎大賞	中高生	絶叫羅漢絵図	照井 颯
奨励賞	平面	この部屋の母国語	水落 彩
奨励賞	平面	暗い夜でも君となら	土田 匠実
奨励賞	彫刻・立体造形	コロナ退散! 鬼神、気焰を吐く	望月 雅文
奨励賞	工芸	HANA	福田 典子
奨励賞	工芸	あれから10年	八重森 千賀
奨励賞	書	呉昌碩篆文般若波羅密多心経	坂井 燦溪
奨励賞	写真	ニッポンイイね	菅原 桂子
奨励賞	写真	彩乃会	染 裕
審査員特別賞	平面	砂漠を守る	床枝 礼子
審査員特別賞	平面	鬣レインボー	黒沢 進士
審査員特別賞	平面	夕凧の時	中山 美代子
審査員特別賞	平面	積木の家並	柳北 勲
審査員特別賞	平面	静物	大楯 和美
審査員特別賞	平面	少年記	納 義純
審査員特別賞	彫刻・立体造形	華炭招福	古賀 文子
審査員特別賞	彫刻・立体造形	素	東澤 早希
審査員特別賞	彫刻・立体造形	NEON Shower Box	SAYO
審査員特別賞	工芸	帯締め	加藤 裕明
審査員特別賞	工芸	川崎夜景	菅原 行男
審査員特別賞	工芸	散歩道	大坂 信子
審査員特別賞	工芸	10 Colors in the Sky (空に舞う10の色)	北村 瑠衣子
審査員特別賞	書	詩書禮楽	小澤 慶剛
審査員特別賞	書	光は進むべき路を導いてゆく	SUTEJO HERBERT
審査員特別賞	書	冬籠もり 万葉集 10-1824	木下 清華
審査員特別賞	写真	ポンコツの夢	鳴海 廣治
審査員特別賞	写真	Splash	DARU
審査員特別賞	写真	自動車運搬船と入道雲	末吉 穰
審査員特別賞	写真	やがて土に帰る	牧山 俊雄
優秀賞	中高生	落胆	橋本 真夏
優秀賞	中高生	空よりも高い場所	野間元 拓樹
優秀賞	中高生	「無」	高栖 凜
優秀賞	中高生	臨書 王鐸 行書幅	川崎高校 川田雪乃
優秀賞	中高生	点对称	小寺 咲歩
■入選			
	平面	耕地／俯瞰 中標津町	瀬川 寛
	平面	ピアノの練習	永井 武志
	平面	落葉	富岡 伸介
	平面	静夜	黒崎 好太郎
	平面	生田緑地、奥の池に映えるメタセコイア	上野 憲一郎
	平面	Assemble me	青山 美穂
市民賞	平面	ヤマボウシは母の思い出	久田 恵子
	平面	紅葉 (植物画)	稲益 利彬
	平面	ジャーマンアイリス (植物画)	稲益 利彬
	平面	秋の紫陽花	石山 亮子
	平面	“春の海” (白浜野島崎燈台)	一二三 勝英
	平面	ねこ	廣瀬 硬一
	平面	赤富士とワサビ (大)	ひろゆき
	平面	葉っぱのプリズム # 3	横山 大河
	平面	化身	小野口 和代
	平面	売り物のバラード	秋山 実生
	平面	My 欣求情土	安田 文夫
	平面	演じる人	千葉 純子
	平面	公園横の階段	菱田 哲
	平面	霧の波	加藤 美雪
	平面	箱根山初秋	須藤 健三郎
	平面	からすうり	鈴木 久子
	平面	風景・空間	山崎 勉
	平面	モスタルのトルコ村 (ボスニア・ヘルツェゴビナ)	大塚 健嗣
	平面	感謝ノ夢のキボウ	NOZU
	平面	秋の蛇	松田 洋子
	平面	今は昔	古城 真知子
	平面	わたしの絵本	Tathina
	平面	水面	江越 里南

賞	部門	タイトル	制作者名
市民賞	彫刻・立体造形	ぬるい風を受ける女	猿渡 創太
	彫刻・立体造形	時の葉	おかもとめぐみ
	彫刻・立体造形	野菜達のワンダーランド	小畑 静夫
	彫刻・立体造形	不撓不屈	田平 徹
	彫刻・立体造形	コロナとイカルス	望月 雅文
	工芸	憧憬	柏倉 美由喜
	工芸	壺・六角豊穰	壁谷 庄太郎
	工芸	小菊	伸 学
	工芸	朝顔	森屋 浩美
	工芸	風花の頃	齋藤 政義
市民賞	工芸	変形大皿「銀河」	海老澤 清
	工芸	夜明け	勝本 恵子
	工芸	星雲 星の輝き	長野 靖宏
	工芸	composition 一枝のための II	内山 あさ子
	工芸	落ち葉（銀杏）	大原 弘美
	工芸	憩いの林	森 裕穂
	書	李太白 王右軍	長谷川 静歩
	書	吟風弄月	滋野 暁子
	書	虹	中島 翠香
	書	牛轡造像記で書く唐詩	田代 翔溪
市民賞	書	行書 七言絶句	立木 佳幸
	写真	moment	南 司郎
	写真	密です！？	小田島 寛
	写真	イメージ…ニゲサル	服田 脱白
	写真	変わりゆく街 KOSUGI [あの頃]	長谷川 将洋
	写真	和らかな絆（コロナ休みで）緑化センター内	関山 レイ子
	写真	令和元年東日本台風爪痕 1.2.3	若林 日出男
	写真	深山の潤い	田島 仁
	写真	想い	荒砂 正子
	写真	鏡よワタシの虹の未来	SAYO
市民賞	写真	川崎のウユニ	雅輝
	中高生	小旅行	栗原 碧生
	中高生	資本主義の手	柴田 将司
	中高生	臨 呉昌碩	山下 菜緒里
	中高生	楷草千字文一節	佐々木 志織
	中高生	臨 除三庚天発神識碑	伊藤 優里亜
	中高生	夏の夜「15才の自画像」	山崎 萌々夏
	中高生	活気とは何か？	松本 桂吾
	中高生	△月□日の丸ノ内線	梅原 加子
	中高生	前進	芳賀 夏葵
市民賞	中高生	未完の図書館	野口 史珠音
	中高生	創作 阿吽	川崎高校 笠井 咲良
	中高生	創作 麻婆豆腐	川崎高校 儘田 響希
	中高生	みんなこっちみてる	石原 陸郎
	中高生	Alternative World	関口 ちさと



教育普及



教育普及

学校や地域との連携を図るとともに、市民ミュージアムを身近に感じ活用してもらえるよう事業を展開する。

(1) 市民ミュージアムの活動に対する関心を広く呼び起こす事業

市民に開かれた生涯学習及び知的交流の場として、講座等の活動を実施した。

事業名	講座名	回数	日程	参加人数	
ミュージアムプログラム	オンラインセミナー「額縁のお話」	WEB配信	12月4日～3月31日	311回(閲覧数)	
	第54回 かわさき市美術展 関連事業	講評会	書面配布 (平面作品、写真作品)	3月13日・14日	-
			WEB配信 (彫刻・立体造形作品、 工芸作品、書作品)	3月13日～3月31日	191回(閲覧数)
		表彰式	1回	3月13日	7名
			WEB配信	3月17日～3月31日	65回(閲覧数)

(2) 子どもたち及び青少年の学習活動及び体験活動を支援する事業

次代を担う子どもたちや青少年を対象として、市民ミュージアムの収蔵品、研究成果等を活用し、市内の小中学校等と連携した学校での学習単元及び社会体験に沿ったプログラムを企画・実施した。

事業名	講座名	回数	日程	参加人数	
スクールプログラム	職業体験	矢向中学校（電話インタビュー）	1回	12月9日	4名
	学校出張プログラム	宮内小学校（インタビュー）	1回	1月27日	17名
	町たんけん	中原小学校（書面による質問回答）	1回	2月12日	-
	社会科授業研究会連携	収蔵品画像貸出フロー構築	-	-	-
社会科教育推進事業 出張授業	田島小			10月2日	70名
	木月小			10月5日	50名
	日吉小			10月8日	186名
	井田小			10月16日	134名
	中原小			10月20日	135名
	千代ヶ丘小			10月30日	82名
	稗原小			11月5日	97名
	四谷小			11月6日	59名
	新作小			11月10日	76名
	下平間小			11月13日	95名
	上作延小			11月16日・17日	136名
	金程小			11月20日	71名
	未長小			11月24日・25日	206名
	下沼部小			11月26日	180名
	宿河原小			12月3日	137名
	西野川小			12月4日	60名
	柿生小			12月7日	124名
	稲田小			12月8日	128名
	小杉小			12月15日	64名
	幸町小			12月17日・18日	117名
西菅小			12月21日	33名	
坂戸小			12月22日	110名	
西梶ヶ谷小			1月8日	91名	
古川小			1月12日・13日	176名	
今井小			1月15日	120名	

事業名	講座名	回数	日程	参加人数	
出張授業	苅宿小		1月19日	84名	
	旭町小		1月21日	61名	
	古市場小		1月25日・26日	90名	
	下河原小		1月27日	51名	
	久地小		2月2日・4日	171名	
	久末小		2月8日	147名	
	藤崎小		2月9日	111名	
	浅田小		2月16日	70名	
	子母口小		2月17日・18日	205名	
	橘小		2月22日	135名	
	東住吉小		2月24日	85名	
	宮内小		3月3日・4日	154名	
	体験グッズ貸出	大谷戸小		9月24日	174名
		登戸小		11月27日	103名
南生田小			12月3日	173名	
久本小			12月4日	160名	
京町小			1月12日	63名	
社会科教育推進事業	大谷戸小		12月17日	174名	
	向小		12月17日	55名	
	東柿生小		12月17日	62名	
	宮前小		12月17日	133名	
	下小田中小		12月17日	160名	
	小倉小		12月17日	107名	
	宮崎小		12月17日	200名	
	南野川小		12月17日	90名	
	王禅寺中央小		12月17日	97名	
	久本小		12月14日	160名	
	さくら小		12月17日	75名	
	下作延小		12月17日	63名	
	御幸小		12月17日	180名	
	南原小		12月17日	33名	
	南百合丘小		12月17日	154名	
	平間小		12月17日	90名	
	有馬小		12月17日	46名	
	京町小		12月17日	63名	
	新城小		12月24日	200名	
	平小		1月14日	100名	
	中野島小		1月18日	138名	
	麻生小		3月1日	138名	
	ワークブック配布	大谷戸小		12月17日	174名
向小			12月17日	55名	
東柿生小			12月17日	62名	
宮前小			12月17日	133名	
下小田中小			12月17日	160名	
小倉小			12月17日	107名	
宮崎小			12月17日	200名	
南野川小			12月17日	90名	
王禅寺中央小			12月17日	97名	
久本小			12月14日	160名	
さくら小			12月17日	75名	
下作延小			12月17日	63名	
御幸小			12月17日	180名	
南原小			12月17日	33名	
南百合丘小			12月17日	154名	
平間小			12月17日	90名	

(3) すべての人が参加しやすい事業

令和元年度の被災前までは、「すべての人が身近に文化芸術に触れ参加できるバリアフリープログラム」を実施していたが、被災後は同プログラムのうちボランティア活動支援を「収蔵品レスキュー作業への協力」に変更し実施している。

事業名	講座名	回数	日程	参加人数
ボランティア活動支援	収蔵品レスキュー作業への協力	1回	12月12日	9名
	古文書レスキュー（博物館）	1回	3月27日	2名

※(4) 高等教育機関の連携は令和2年度は実施せず



左上から時計回りにボランティア説明会、ボランティア活動支援、社会科教育推進事業、社会科教育推進事業、かわさき市美術展オンラインセミナー、スクールプログラム（宮内小）、かわさき市美術展講評（彫刻・立体造形）

收集・貸出・特別利用



収集・貸出・特別利用

1. 収集

令和2年度は、博物館・美術館共に下記の資料又は作品の収集を行った。

■寄贈 13件

深堀游亀 戦時中記録フィルム

大正初期精工舎製柱時計

木所家所蔵 太政官高札等資料

澤田福六 1980-90年代等々力緑地記録写真

稲田村全図

植木職人関連資料

福田金文字看板店関連資料

藤岡亜弥 木村伊兵衛写真賞受賞作品《川はゆく》

小松浩子 木村伊兵衛写真賞受賞作品《The Piece, from 人格的自律処理, 2017》

原美樹子 木村伊兵衛写真賞受賞作品《Still》、《発語の周縁》、《雲間のあとさき》、
《Humoresque》、《うつろの製法》

横田大輔 木村伊兵衛写真賞受賞作品《Sediment》、《Room》

片山真理 木村伊兵衛写真賞受賞作品《cannot turn the back – surface》

勝井三雄 《北斎》

■購入 1件

北原白秋《多摩川音頭》

2. 整理・保存

令和2年度は、博物館・美術館資料を中心に整理・保存作業を行い、収集資料の統合データベース化を進めた。

3. 収蔵品の貸出・他館への協力

令和2年度における他機関への資料貸出、特別利用の実績は以下の通りである。

■館外貸出 15件

	貸出先	貸出資料	点数
1	東京都写真美術館 企画展「日本初期写真史 関東編」 2020年6月16日～2021年2月5日	H.R. マークス撮影 岩蔵像 1点 H.R. マークス撮影 慎兵衛像 1点	2点
2	一般社団法人 日本脚本アーカイブズ 推進コンソーシアム 放送ライブラリー 脚本展示コーナー 2020年7月8日～10月20日	脚本資料 17点	17点
3	東海道かわさき宿交流館 企画展「多彩な惣之助」 2020年7月3日～9月30日	佐藤惣之助レコード(資料) 8点	8点
4	神奈川県立歴史博物館 企画展「かながわの正月」 2020年9月8日～2021年2月12日	的(上丸子のオビシヤ) 1点 大根のケズリカケの模型(上丸子のオビシヤ) 4点 田楽の模型(上丸子のオビシヤ) 1点 菱餅の模型(上丸子のオビシヤ) 3点 道祖神小屋(麻生区岡上) 4点 セエノカミ小屋(多摩区登戸・東本町) 1点	14点
5	川崎市立日本民家園 企画展「暑さ寒さも彼岸まで～民家と四季～」 2020年9月18日～2021年6月15日	練炭 1点 豆炭 1点 蠅帳 1点 陶枕 1点 籐枕(高枕) 1点 扇風機 1点 湯たんぼ 1点 黄金カイロ 1点 氷式木製冷蔵庫 1点	9点
6	川崎市立下布田小学校 小学校社会科学習 地域の昔を知る 展示 2020年11月6日～2021年3月31日	石製傍示杭(東京府飛地) 1点	1点
7	一般社団法人 日本脚本アーカイブズ 推進コンソーシアム 放送ライブラリー 脚本展示コーナー 2020年10月1日～2021年3月31日	脚本資料 33点	33点

	貸出先	貸出資料	点数
8	独立行政法人国立美術館 東京国立近代美術館 大阪歴史博物館 毎日新聞社 企画展「あやしい絵展」 2021年3月10日～8月31日	アルフォンス・ミュシャ《「ジスモンダ」ポスター》1点 アルフォンス・ミュシャ《ジョブ(1898)》1点 アルフォンス・ミュシャ《サラ・ベルナル主演 「ラ・トスカ」》1点 カルロス・シュヴァーベ《「薔薇十字協会第1回展」 ポスター》1点 洗濯板 1点 たらい 1点 七輪 1点 羽釜 1点 釜敷 1点 かつお節削り器 1点 長火鉢 1点 ダイヤル式電話機 1点 ちゃぶ台 1点 座布団 2点 茶箆筒 1点 違い棚 1点 ラジオ 1点 薬箱 1点 踏み台 1点 白黒テレビ 1点 電気洗濯機 1点 電気冷蔵庫 1点 家庭用編み機 1点 黒電話 1点 ハエとりびん 1点 裁縫箱 1点 おひつ 1点 おひついれ 1点 電気アイロン 1点 手回しミシン 1点 電気炊飯器 1点 トースター 1点 パンこね機 1点 蚊遣り 1点 電気ストーブ 1点 記録映像「昭和の家事」 1点	4点
9	東海道かわさき宿交流館 企画展「昔のくらしと道具展」 東海道かわさき宿交流館 2020年12月2日～2021年3月1日	白黒テレビ 1点 電気洗濯機 1点 電気冷蔵庫 1点 家庭用編み機 1点 黒電話 1点 ハエとりびん 1点 裁縫箱 1点 おひつ 1点 おひついれ 1点 電気アイロン 1点 手回しミシン 1点 電気炊飯器 1点 トースター 1点 パンこね機 1点 蚊遣り 1点 電気ストーブ 1点 記録映像「昭和の家事」 1点	33点
10	一般社団法人 日本脚本アーカイブズ 推進コンソーシアム 放送ライブラリー 脚本展示コーナー 2020年12月25日～2021年3月31日	脚本資料 4冊	4点
11	一般社団法人 日本脚本アーカイブズ 推進コンソーシアム 放送ライブラリー 脚本展示コーナー 2020年12月25日～2021年3月31日	脚本資料 1冊	1点
12	あつぎ郷土博物館 企画展「再生・永遠回帰の生命」 2021年1月12日～3月30日	河童像 1点	1点
13	鹿島田念仏講中 鹿島田念仏講での使用 2021年4月1日～2022年3月31日	鹿島田念仏講資料 13件(25点)	25点
14	あつぎ郷土博物館 企画展「再生・永遠回帰の生命」 2021年3月31日～4月16日(貸出延長)	河童像 1点	1点
15	川崎市立下布田小学校 小学校社会科学習 地域の昔を知る 展示 2021年4月1日～2022年3月31日	石製傍示杭(東京府飛地) 1点	1点

■特別利用 85件(画像借用79件、熟覧2件、複製2件、撮影2件)

No.	利用区分	利用先	申請資料・作品名(作家名)
1	画像借用	株式会社電通東日本	川崎市写真コンクール 写真作品 1点
2	画像借用	サイバー・ネット・コミュニケーションズ株式会社	1964年東京オリンピック公式ポスター 1点
3	画像借用	株式会社 G.B.	『絵本百物語』より「船幽霊」 1点、「小豆洗い」 1点、「二口女」 1点、「お歯黒べったり」 1点、「白蔵主」 1点
4	画像借用	京都芸術大学出版局	ベルント&ヒラ・ベッヒャー《タイボロジー-石炭貯蔵庫》(1991年) 1点

No.	利用区分	利用先	申請資料・作品名(作家名)
5	画像借用	神戸映画資料館	『どっこい!人間節』上映会チラシ 1点
6	画像借用	株式会社水声社	「MJ's FES みうらじゅんフェス!マイブームの全貌展 SINCE 1958」(2018年) 展示風景 3点
7	画像借用	株式会社ユニフォトプレスインターナショナル	加藤悦郎「巷説行革風景」1点
8	画像借用	株式会社ホールマン	佐藤惣之助 肖像写真(放送局にて 37歳の時) 1点
9	画像借用	陸上自衛隊中央音楽隊	『ジャパン・パンチ』(1866年4月号) 1点
10	熟覧	川崎市立日本民家園	民俗資料一式 16点
11	画像借用	ふくやま美術館	ジョルジュ・ムニエ《ノルマンディーとブルターニュへの小旅行》1点、ブリヴァ・リヴモン《カブール》1点
12	画像借用	株式会社ベネッセコーポレーション	加藤悦郎「巷説行革風景」1点
13	画像借用	株式会社アフロ	加藤悦郎「巷説行革風景」1点
14	画像借用	株式会社正進社	ジョルジュ・ビゴー「ノルマントン号事件」1点
15	画像借用	株式会社学研プラス	ジョルジュ・ビゴー「漁夫の利」1点
16	複製	株式会社日本映像記録センター	ノンフィクション劇場 「南ベトナム海兵大隊戦記 1965年乾期 中部戦線」1点
17	画像借用	(個人)	川崎市写真コンクール 写真作品 3点
18	画像借用	株式会社アーテファクトリー	アンリ・ド・トゥールーズ=ロートレック《ジャヌ・アヴリル》1点
19	画像借用	株式会社三弥井書店	画図百鬼夜行 前編 陰「山姥」1点
20	画像借用	株式会社小学館 文化事業局	アルフォンス・ミュシャ《ジョブ》1点
21	画像借用	株式会社ブルームーン	滑稽欧亜外交地図 1点
22	画像借用	有限会社評価問題研究所	ジョルジュ・ビゴー「漁夫の利」1点、ジョルジュ・ビゴー「ノルマントン号事件」1点
23	画像借用	大田区立郷土博物館	下沼部村絵図(江戸時代) 1点
24	画像借用	佐野みどり先生古希記念論集刊行会	安田鞞彦「小鏡子」1点
25	画像借用	前橋文学館	佐藤惣之助 関係資料一式 6点
26	画像借用	株式会社プロメディア新潟	画図百鬼夜行全画集「猫また」1点、画図百鬼夜行全画集「火車」1点
27	撮影	川崎市立日本民家園	扇風機 1点、豆炭 1点、陶枕 1点
28	画像借用	川崎市立日本民家園	民俗・歴史資料一式 15点
29	画像借用	株式会社悠工房	加藤悦郎「巷説行革風景」1点
30	画像借用	株式会社美術出版社	鹿子木孟郎《山縣大山の二侯爵》1点
31	画像借用	株式会社集英社	下川凹天正面写真(1916年ごろ) 1点、下川凹天「百歳に向かってスタートを励ます会」集合写真 1点、下川凹天他座談会集合写真(コミック漫画所載) 1点、幸内純一正面写真(1922年) 1点、前川千帆正面写真(1922年) 1点
32	画像借用	株式会社講談社	鳥山石燕「画図百鬼夜行」木霊、ぬらりひょん、猫又、雪女、妖狐 5点 鳥山石燕「今昔百鬼拾遺」人魚 1点
33	熟覧	神奈川県立歴史博物館	岡上の道祖神 4点、上丸子のオビシャの道具 9点、登戸のセイノカミ小屋の模型 1点
34	撮影		
35	画像借用	株式会社山川出版社	ジョルジュ・ビゴー「漁夫の利」1点
36	画像借用	一般財団法人 出版文化産業振興財団(JPIC)	ジョルジュ・ビゴー「漁夫の利」1点、ジョルジュ・ビゴー「ノルマントン号事件」1点
37	画像借用	川崎市立宮前小学校	川崎市写真コンクール 写真作品 52点
38	画像借用	公益財団法人角川文化振興財団	化物絵巻 1点
39	画像借用	神奈川県立歴史博物館	森家文書「川崎駅全体の図」1点、森家文書「將軍御上洛に付書上宿図」1点、森家文書「川崎宿往還絵図」1点
40	画像借用	株式会社極東テレビ	河童像 1点
41	画像借用	武蔵野美術大学	『ジャパン・パンチ』創刊号1頁 1点、『ジャパン・パンチ』1866年7月号11頁 1点
42	画像借用	慶應義塾大学出版会株式会社	ジョルジュ・ビゴー「ロクメイカン(鹿鳴館)の月曜日」1点、ジョルジュ・ビゴー「猿まね」1点
43	画像借用	柏書房株式会社	『北斎漫画』三編 1点
44	画像借用	川崎市立宮前図書館	『二ヶ領用水ものがたり』表紙 1点
45	画像借用	株式会社山川出版社	ジョルジュ・ビゴー「猿まね」1点、ジョルジュ・ビゴー「ノルマントン号事件」1点、ジョルジュ・ビゴー「漁夫の利」1点
46	画像借用	株式会社朝日新聞出版	『暁斎画談』8点
47	画像借用	独立行政法人国立美術館 東京国立近代美術館	アルフォンス・ミュシャ《「ジスモンダ」ポスター》1点、アルフォンス・ミュシャ《ジョブ》1点、アルフォンス・ミュシャ《サラ・ベルナル主演「ラ・トスカ」》1点、カルロス・シュヴァーベ《「薔薇十字協会第1回展」ポスター》1点
48	画像借用	株式会社集英社	鎧姿の河津祐邦 1点
49	画像借用	日本放送協会横浜放送局	川崎市写真コンクール 写真作品 5点
50	複製	世田谷区教育委員会	千年の紺屋 1点
51	画像借用	株式会社学研プラス	ジョルジュ・ビゴー「漁夫の利」1点

No.	利用区分	利用先	申請資料・作品名（作家名）
52	画像借用	株式会社集英社	下川凹天正面写真(1916年ごろ) 1点、下川凹天「百歳に向かってスタートを励ます会」集合写真 1点、下川凹天他座談会集合写真(コミック漫画所載) 1点、幸内純一正面写真(1922年) 1点、前川千帆正面写真(1922年) 1点
53	画像借用	川崎市市民文化局市民文化振興室	旧川崎町役場前写真 1点
54	画像借用	株式会社第一学習社	安田鞞彦「草薙剣」 1点
55	画像借用	株式会社ホールアウトブレーン	川崎市写真コンクール 写真作品 2点
56	画像借用	Dhaka International Film Festival / Rainbow Film Society	生きている人間旅行「ベンガルの父ラーマン」 1点
57	画像借用	株式会社山川出版社	ジョルジュ・ピゴー「漁夫の利」 1点
58	画像借用	株式会社アールプリュ企画	アルフォンス・ミュシャ《「ジスモンダ」ポスター》 2点、アルフォンス・ミュシャ《「ジョブ」》 3点、アルフォンス・ミュシャ《「サラ・ベルナル主演「ラトスカ」》 2点
59	画像借用	株式会社学研プラス	ジョルジュ・ピゴー「猿まね」 1点
60	画像借用	株式会社オールアウト	佐藤惣之助の画像 昭和8年 1点
61	画像借用	郡山市立美術館	『時事新報』明治28年3月26日付第4239号附録十二月之内 摘草(松岡寿原画) 1点
62	画像借用	学校法人河合塾	ジョルジュ・ピゴー「猿まね」 1点
63	画像借用	株式会社山川出版社	ジョルジュ・ピゴー「ノルマントン号事件」 1点
64	画像借用	株式会社TBSスパークル	ジョルジュ・ピゴー「漁夫の利」 1点
65	画像借用	株式会社講談社コミッククリエイト	つげ義春「必殺するめ固め」草稿 13点、つげ義春「ヨシポーの犯罪」草稿 10点、つげ義春「コマツ岬の生活」草稿 2点、「つげ義春窓の手」草稿 3点、つげ義春 カラーイラスト 4点
66	画像借用	YOU テレビ株式会社	横浜製糖 1点、通水絵葉書 1点、昭和37年の工場街 1点、昭和40年の千鳥町 1点、公害とのたたかい 1点、川崎市制記念浄水場 1点、東京電気 1点、日本蓄音機商会 1点、鈴木商店 1点、富士瓦斯紡績 1点、宮内の水源地 1点、果樹園 1点、大正後期の川崎市 1点
67	画像借用	(個人)	『お加正チャンの冒険 参の巻』 8点、『スピード漫画 漫画ノ近藤勇』 2点、『ぼくらの灯台』 2点
68	画像借用	NHK 第三制作ユニット科学ガッテン	『ジャパン・パンチ』(1882年5月号) 1点、『ジャパン・パンチ』(1875年8月号) 1点
69	画像借用	株式会社NHKエンタープライズ	『民間省要』1721年(享保6年) 1点
70	画像借用	株式会社ダッサイ・フィルムズ	『大東亜戦争』 1点、『生きている人間旅行 ごぜ・盲目の女旅芸人』 1点、『生きている人間旅行 裸の時代 ポルノ映画・愛のコリーダ』 1点
71	画像借用	高島屋史料館	岡本一平 近影写真 1点
72	画像借用	サイバー・ネット・コミュニケーションズ株式会社	チャールズ・ワーグマン作品写真帖「生麦事件」 1点
73	画像借用	読売新聞東京本社文化部	『ジャパン・パンチ』(1862年EXTRA) 所収ワーグマンの自画像 1点
74	画像借用	読売新聞東京本社文化部	『ジャパン・パンチ』(1866年1月号) 1点
75	画像借用	株式会社ベネッセコーポレーション	加藤悦郎「巷諸行革風景」 1点
76	画像借用	株式会社第一学習社	ジョルジュ・ピゴー「猿まね」 1点、ジョルジュ・ピゴー「ノルマントン号事件」 1点
77	画像借用	武蔵野美術大学	『ジャパン・パンチ』1862年1月号 1点、『ジャパン・パンチ』1862年EXTRA 1点、『ジャパン・パンチ』1866年3月号 1点、『ジャパン・パンチ』1869年12月号 1点
78	画像借用	公益財団法人角川文化振興財団	竹原春泉斎『絵本百物語』収録 第十五「出世螺」 1点
79	画像借用	なかはらミュージカル実行委員会	多摩川治水同盟会員写真 1点
80	画像借用	川崎市教育委員会事務局	稲毛川崎ニヶ領絵図(明治時代) 1点、下平間村絵図 1点
81	画像借用	京都芸術大学大学院	『画図百鬼夜行』(陰、陽、風) 3点、『今昔百鬼拾遺』(雨、雲) 2点、『百器徒然袋』(巻之上、中、下) 3点、『北斎漫画』(全15巻) 15点
82	画像借用	株式会社TBSスパークル	『ジャパン・パンチ』1866年1月号 1点、『ジャパン・パンチ』1866年4月号 2点、『ジャパン・パンチ』1866年10月号 1点
83	画像借用	株式会社山川出版社	東京バック(1921年11月号)ワシントン会議 1点
84	画像借用	読売新聞東京本社文化部	『ジャパン・パンチ』1866年10月号 1点、
85	画像借用	一般社団法人共同通信社	「ロンドン、ハムステッドの寓居にて 昭和5年夏」 1点

■被災関係画像利用 7件（画像借用7件）

No.	利用区分	利用先	申請資料・作品名（作家名）
1	画像借用	東京書籍株式会社	被災画像 2点
2	画像借用	シルク博物館	被災画像 12点
3	画像借用	文化遺産国際協力コンソーシアム	被災画像 1点
4	画像借用	一般社団法人国宝修理装演師連盟	被災画像 1点
5	画像借用	独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター	被災画像 2点
6	画像借用	独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所	被災画像 1点
7	画像借用	一般社団法人コミュニティシネマセンター	被災画像 3点

【共催(資料貸出)】

昔のくらしと道具展



会場 東海道かわさき宿交流館
会期 2020年12月8日(火)～2021年2月28日(日)
日数 66日間
入場者数 5,398人
観覧料 無料
主催 東海道かわさき宿交流館
共催 川崎市市民ミュージアム

今から約100年前、現在使用している電気・ガス・水道等のライフラインは、各家庭に行きわたって
いなかった。そのため、当時の人々は掃除・洗濯・炊事といった暮らしに必要なことの多くを手作業で
行っていたが、特に1950年代以降の高度経済成長期にともなって、各家庭にライフラインが整備され
るとともに電化製品が普及し、人々の生活も大きく変化した。

本企画展は、昔の暮らしで使っていた家庭生活の道具を展示することにより、暮らしの変化について
実感できる内容となっており、人々の生活の文化や歴史を学ぶ機会となることを目指して開催した。



調査・研究



調査・研究

1. 調査研究

<調査>

川崎に関わる鉄道の資料調査（JR貨物新鶴見機関区・梶ヶ谷駅、神奈川臨海鉄道等）（鈴木）
川崎に関わる水道の資料調査（川崎市上下水道局旧麻生分室）（鈴木）

2. 出版

『川崎市市民ミュージアム紀要第33集』

- ・論文 川崎市の文化政策と市民ミュージアムの誕生（鈴木）
- ・研究ノート 令和元年東日本台風で水損した写真コレクションの収集経過とその概要（中野）
- ・事業報告 川崎市市民ミュージアムの所蔵漫画資料の整理・デジタル化とその活用（池川）
- ・事業報告 「社会科教育推進事業 ニヶ領用水の学習」について（杉浦）

<寄稿>

- ・「川崎市市民ミュージアム 映画フィルムレスキュー活動報告」『映画テレビ技術』2021年 3月号 No.823（中西）
- ・「川崎市市民ミュージアム収蔵品レスキューの経過と現状」『神奈川県博物館協会報』92号（鈴木）

3. 職員の派遣

- 5月31日 文化資源学会第1回オンライン研究会「コロナ禍(COVID-19)と文化資源 — 今、ミュージアムの現場は」(鈴木)
- 8月16日 『GIGA・MANGA展』関連講演会「時代で見る近代漫画のカタチ」(東北歴史博物館)(新美)
- 10月21日 講師・オンライン配信用収録「令和二年度 文化財保存修復を目指す人のための実践コース」(特定非営利活動法人文化財保存支援機構)(貝塚)
- 11月26日 第68回全国博物館大会 分科会3「身近に迫る危機への備え」報告「川崎市市民ミュージアムの浸水被害」(佐藤)
- 12月16日 発表「全国コミュニティシネマ会議2020」(一般社団法人コミュニティシネマセンター)(中西)
- 3月30日 発表 オンラインカンファレンス「Colour Photography and Film: sharing knowledge of analysis, preservation, conservation, migration of analogue and digital materials」(Associazione Italiana Colore)、 「In the face of the Typhoon 19 : a report on salvaging the Kawasaki City Museum's photography and film collection」(中野、中西)

4. 研修

- 8月27日「ASIAN Preservation Workshop 2020: Save the Collection from Disaster」
(タイ国立フィルム・アーカイブ)(中西)
- 2月25日～26日、3月1日～2日「SIXTH FIAF WINTER SCHOOL “PROGRAMMING FILM HERITAGE”」
(国際フィルム・アーカイヴ連盟、共催：シネマテーク・フランセーズ、パテ財団)(中西)

5. 被災収蔵品レスキュー報告プロジェクト

- ・報告書「令和元年東日本台風から1年—川崎市市民ミュージアム 被災収蔵品レスキュー活動の記録—」編集
(2020年10月川崎市発行)
- ・映像ドキュメンタリー「川崎市市民ミュージアム 被災収蔵品レスキューの映像記録 —2019.10.12—」
(2020年12月24日公開)
- ・報告冊子「2020年度 川崎市市民ミュージアム 被災収蔵品レスキューの記録集」(2021年3月発行)
- ・連載企画「関係者コメント集」(2020年12月公開)

※映像ドキュメンタリー、報告冊子、連載企画は第31回(2020年度)タカシマヤ文化基金の助成を受けて実施、製作した。

広報



広報

1. 展覧会

展覧会名	No.	種別	媒体社名	媒体名	日付
第54回 かわさき市 美術展	1	新聞	読売新聞東京本社	読売新聞	2021/2/19
	2	新聞	神奈川新聞社	神奈川新聞	2021/2/25
	3	新聞	神奈川新聞社	神奈川新聞	2021/2/28
	4	雑誌	株式会社アートツリー出版社	PHOTOSAI Vol.32	2021/3/27
	5	WEB	cubic 株式会社	マグカル	2020/9/11
	6	WEB	cubic 株式会社	ミレア	2020/9/11
	7	WEB	川崎市生涯学習財団	川崎市生涯学習財団 HP	2020/9/15
	8	WEB	イツ・コミュニケーションズ株式会社	川崎市イベント情報	2020/9/16
	9	WEB	株式会社谷口松雄堂	ゆめ画材 公募展情報	2020/9/18
	10	WEB	株式会社公募ガイド社	公募ガイド ONLINE	2020/9/18
	11	WEB	スターフィールド株式会社	コンペナビ	2020/9/25
	12	WEB	株式会社 PAO	公募ストック	2020/9/29
	13	WEB	タウンニュース社	タウンニュース 高津区版	2020/10/9
	14	WEB	エムスリー	M3NEWS-YOKOHAMA	2020/10/9
	15	WEB	美術出版社	Award by 美術手帖	2020/10/10
	16	WEB	株式会社 JDN	登竜門	2020/10/16
	17	WEB	アートツリー出版社	アートツリー出版社 公式 HP	2020/10/27
	18	WEB	cubic 株式会社	マグカル	2020/12/5
	19	WEB	cubic 株式会社	ミレア	2020/12/5
	20	WEB	川崎市生涯学習財団	川崎市生涯学習財団 HP	2020/12/7
	21	WEB	川崎市	かわさきイベントアプリ	2020/12/11
	22	WEB	株式会社丹青社	インターネットミュージアム	2020/12/12
	23	WEB	川崎市生涯学習財団	川崎市生涯学習財団 HP	2021/2/13
	24	WEB	株式会社丹青社	インターネットミュージアム	2021/2/14
	25	WEB	cubic 株式会社	マグカル	2021/2/15
	26	WEB	cubic 株式会社	ミレア	2021/2/15
	27	WEB	株式会社アートツリー出版社	アートツリー出版社 HP	2021/2/25
	28	WEB	タウンニュース社	タウンニュース 麻生区版	2021/2/26
	29	WEB	タウンニュース社	タウンニュース 多摩区版	2021/3/5
	30	フリーペーパー	タウンニュース社	タウンニュース 中原・麻生・宮前・多摩区版	2020/10/9
	31	フリーペーパー	川崎市文化財団	かわさきアートニュース 11月号	2020/11/1
	32	フリーペーパー	川崎市文化財団	かわさきアートニュース 12月号	2020/12/1
	33	フリーペーパー	川崎市文化財団	かわさきアートニュース 1月号	2021/1/1
	34	フリーペーパー	川崎市文化財団	かわさきアートニュース 2月号	2021/2/1
	35	フリーペーパー	タウンニュース社	タウンニュース 川崎・幸・中原・宮前・麻生区版	2021/2/19
	36	フリーペーパー	中日新聞東京本社	東京新聞 TODAY	2021/2/26
	37	フリーペーパー	川崎市文化財団	かわさきアートニュース 3月号	2021/3/1
	38	フリーペーパー	タウンニュース社	タウンニュース 高津区版	2021/3/5
	39	企業・団体	美術館連絡協議会事務局	美連協ニュース No.148	2020/10/1
	40	企業・団体	美術館連絡協議会事務局	美連協ニュース No.149	2021/2/1
	41	その他	川崎市	かわさき市政だより 9月21日号	2020/9/21
	42	その他	川崎市	かわさき市政だより 2月21日号	2021/2/21
昔のくらしと 道具展	1	新聞	朝日新聞社	朝日新聞	2020/12/25
	2	フリーペーパー	川崎市文化財団	かわさきアートニュース 3月号	2021/3/1

2. 報告プロジェクト 「川崎市市民ミュージアム被災収蔵品レスキューの記録」

No.	種別	媒体社名	媒体名	日付
1	新聞	産経新聞社	産経新聞	2020/12/25
2	新聞	神奈川新聞社	神奈川新聞	2021/1/4
3	新聞	上毛新聞社	上毛新聞	2021/1/21
4	雑誌	生活の友社	美術の窓 2月号	2021/1/20
5	WEB	株式会社 BTCompany	WEB 版 美術手帖	2020/12/24
6	WEB	株式会社インプレス	INTERNET Watch	2020/12/25
7	WEB	cubic 株式会社	マグカル	2021/1/5
8	WEB	cubic 株式会社	ミレア	2021/1/5
9	WEB	全国美術館会議	全国美術館会議 HP	2021/1/5
10	WEB	日本経済新聞社	日本経済新聞	2021/1/11
11	WEB	タウンニュース社	タウンニュース 高津区版	2021/1/29
12	WEB	日本経済新聞社	日本経済新聞	2021/2/6
13	WEB	イメージングワークス	新小杉開発社 HP	2021/2/15
14	フリーペーパー	タウンニュース社	タウンニュース 中原区版	2021/1/22
15	フリーペーパー	タウンニュース社	タウンニュース 多摩・中原区版	2021/1/29

3. その他

No.	件名	種別	媒体社名	媒体名	日付
1	オンラインショップ	新聞	朝日新聞社	朝日新聞 夕刊	2020/8/21
2	オンラインショップ	新聞	中日新聞東京本社	東京新聞 TODAY	2020/8/28
3	のらくろであります！ 田河水泡と子供マンガの 遊園地<ワンダーランド>	雑誌	株式会社徳間書店	ハイパーホビー VOL.15	2020/4/1
4	オンラインショップ	雑誌	アートツリー出版社	PHOTOSAI Vol.30	2020/9/27
5	その他	TV	TSS テレビ新広島	TSS ライク！	2021/3/4
6	オンラインショップ	WEB	武蔵小杉ライフ	武蔵小杉ライフ	2020/7/20
7	オンラインショップ	WEB	株式会社カイユウ	KAI-YOU POP PORTAL CULTURE MEDIA	2020/7/21
8	オンラインショップ	WEB	株式会社 BTCompany	WEB 版 美術手帖	2020/9/20
9	その他	WEB	NHK	NHK NEWS WEB	2021/3/5
10	その他	フリーペーパー	タウンニュース社	タウンニュース 中原区版	2020/5/1
11	オンラインショップ	フリーペーパー	川崎市文化財団	かわさきアートニュース 11月号	2020/11/1
12	オンラインショップ	フリーペーパー	川崎市文化財団	かわさきアートニュース 12月号	2020/12/1
13	オンラインショップ	フリーペーパー	川崎市文化財団	かわさきアートニュース 1月号	2021/1/1
14	オンラインショップ	フリーペーパー	川崎市文化財団	かわさきアートニュース 2月号	2021/2/1
15	オンラインショップ	フリーペーパー	川崎市文化財団	かわさきアートニュース 3月号	2021/3/1
16	その他	企業・団体	文化庁、 国立映画アーカイブ	全国映画資料館録 2020	2021/2/28

資料



施設概要

敷地面積	25,358 m ²
建築面積	8,386 m ²
延床面積	19,542 m ²
常設展示室	2,551 m ²
博物館展示室	1,491 m ²
企画展示室	1,334 m ²
企画展示室 1	597 m ²
企画展示室 2	590 m ²
アートギャラリー	1,060 m ²
ミュージアムギャラリー 1・2	147 m ² (82 m ² + 65 m ²)
逍遙展示空間	747 m ²
映像ホール	342 m ² (266 席)
ミニホール (椅子席・ビデオのみ)	57 m ² (40 名)
研修室 1 (机・椅子固定)	70 m ² (24 名)
研修室 2	60 m ² (30 名)
研修室 3	56 m ² (36 名)
収蔵庫	2,433 m ² (9 室、前室を含む)
その他	12,083 m ²
ミュージアムショップ	40 m ²
ラウンジ	62 席
身障者設備	
トイレ	5 ヶ所
車いす	4 台
乳幼児設備	
ベビーベッド	2 台
授乳室	1 室
ベビーカー	3 台

設計

建築設計者 (株)計画連合 (担当 菊竹清訓)
 展示設計者 (株)トータルメディア開発研究所

総工費 (当時)

建築工事費	88 億円
展示工事	23 億円
資料収集	21 億円
運営費	10 億円
合計	約 150 億円

収蔵品

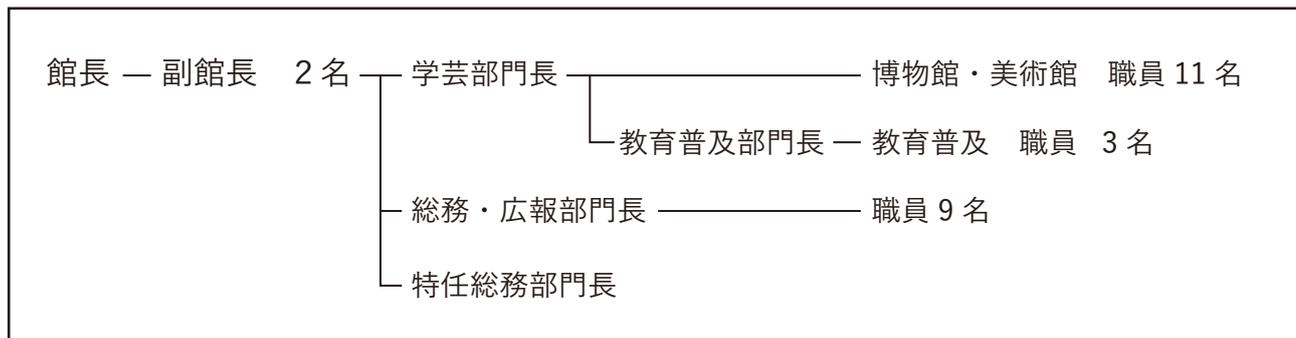
令和 2 年度分	
購入作品・資料	1 件
寄贈	13 件
寄託	0 件
総点数	約 259,800 点 (令和 2 年 3 月 31 日)
考古	約 72,000 件*
歴史	約 29,350 件*
民俗	約 21,200 点
美術文芸	約 11,500 点
グラフィック	約 10,000 点
写真	約 20,250 点
漫画	約 64,000 件*
映画	約 12,500 点
ビデオ	約 19,000 点

※件数表記の分野は、今後の調査研究により増加します。

指定文化財

神奈川県指定 1 件	
鰐口 1 口	
川崎市指定 23 件	
紙本墨画淡彩仙女図 2 幅	
青銅製鰐口 1 口	
古筆手鑑「披香殿」1 帖	
後北条氏の虎の印判状 (永禄元年)	1 通
後北条氏の虎の印判状 (永禄 7 年)	1 通
後北条氏の虎の印判状 (天正 15 年)	1 通
関東下知状 附 極札 1 枚 1 通	
板碑 1 基	
有馬古墓群後谷戸グループ古墓出土火葬骨蔵器	
附 坏 19 箇 3 組 3 箇	
有馬古墓群台坂上グループ古墓出土火葬骨蔵器	
附 簪状骨製品 1 本 3 組 7 箇	
生田古墓群生田 8601 番地古墓出土火葬骨蔵器	
附 鹿角製刀子柄 1 本 2 組 4 箇	
生田古墓群鴛鴦沼古墓出土火葬骨蔵器	
附 鉄板状製品 1 枚 1 組 2 箇	
菅生古墓群長沢 1822 番地古墓出土火葬骨蔵器	2 組 4 箇
野川古墓群野川南耕地 A 地点古墓出土火葬骨蔵器	
附 鉄板状製品 1 枚 鉄釘 13 本 1 組 2 箇	
稗原古墓群 A 地点古墓出土火葬骨蔵器	
附 和銅開寶 1 枚 1 組 2 箇	
細山坂東谷古墳出土火葬骨蔵器	
附 鉄板状製品 1 枚	
状骨製品 2 本	
无射志国荏原評銘文字瓦 1 点	
万福寺遺跡群縄文時代草創期出土品 一括	
宿原縄文時代低地遺跡出土品 一括	
下原遺跡縄文時代後・晩期出土品 一括	
梶ヶ谷神明社上遺跡出土品 一括	
黒川の獅子頭 3 頭	
大師河原の漁撈具 一括	
鷲ヶ峰遺跡旧石器時代出土品 一括	

運営管理：アクティオ・東急コミュニティー共同事業体



※2021年3月末時点

職員

(2020年4月から2021年3月まで)

館長	大野正勝	
副館長	丸山 圭	
副館長	佐藤美子	(学芸部門長兼務)

学芸部門	
教育普及部門長	氏家みち江
教育普及部門長代理	奈良本真紀
	池川佳宏 (5月～)
	貝塚 建 (5月～)
	誉田あゆみ
	定森裕太郎
	杉浦央子
	鈴木勇一郎
	谷 拓馬
	中西香南子
	中野可南子
	新美琢真
	林 花音 (5月～)
	村岡由佳子
	安尾祥子

総務・広報部門	
総務・広報部門長	鋒山元茂
	石澤千夏
	大久保誠二
	久保愛佑美
	澤口恭子
	滝口真央
	武田智子
	竹本はるか
	飯塚美樹 非常勤
	丸山幸江 非常勤

特任総務部門長	西野サカミ
---------	-------

特任調査員	林 司 (～5月)
-------	-----------

川崎市市民ミュージアム条例

昭和 62 年 12 月 22 日条例第 45 号

改正

平成 6 年 10 月 7 日条例第 30 号
平成 12 年 12 月 21 日条例第 78 号
平成 17 年 9 月 30 日条例第 87 号
平成 18 年 6 月 28 日条例第 53 号
平成 21 年 12 月 24 日条例第 47 号
平成 27 年 3 月 23 日条例第 2 号
平成 28 年 3 月 24 日条例第 18 号

(目的及び設置)

第 1 条 考古、歴史、民俗、美術、映像等に関する資料及び作品について収集、展示、調査研究等を行うこと等により、市民の観覧、学習、研究等に資するとともに市民相互の交流を推進し、もって市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、川崎市市民ミュージアム（以下「市民ミュージアム」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 市民ミュージアムの位置は、川崎市中原区等々力 1 番 2 号とする。

(事業)

第 3 条 市民ミュージアムは、おおむね次の事業を行う。

- (1) 考古、歴史、民俗、絵画、工芸、漫画、写真、ポスター、映像等に係る実物、複製、模型等の資料及び作品（以下「資料等」という。）の収集、保管、展示等を行うこと。
- (2) 資料等に関する講座、講演会、映画会、研究会等を開催すること。
- (3) 資料等に関する説明及び助言を行うこと。
- (4) 市民の文化活動の助長、奨励及び指導を行うこと。
- (5) 資料等に関する専門的及び技術的な調査研究並びに解説書、目録、年報、調査研究報告書等の作成及び頒布を行うこと。
- (6) 博物館、図書館、学校、研究所その他の関係機関と協力し、刊行物及び情報の交換、資料等の相互貸借等を行うこと。
- (7) 施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用に供すること。

(指定管理者)

第 3 条の 2 市長は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に市民ミュージアムの管理を行わせる。

- (1) 市民ミュージアムの管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
 - (2) 事業計画書の内容が、市民ミュージアムの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 事業計画書の内容に沿った市民ミュージアムの管理を安定して行う能力を有すること。
- 2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第 1 項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第 3 条の 3 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、市民ミュージアムの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 3 条の 4 指定管理者は、資料等の収集、保管、展示等を行う業務その他の市民ミュージアムの管理のために必要な業務を行わなければならない。

(利用時間及び休館日)

第 4 条 市民ミュージアムの利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

利用時間	午前 9 時 30 分から午後 5 時まで
休館日	(1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。） (2) 休日の翌日（土曜日、日曜日及び休日を除く。） (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前 2 号に掲げる日を除く。）

(観覧料)

第 5 条 市民ミュージアムが行う企画展の展示会場へ入場しようとする者は、指定管理者に観覧料を支払わなければならない。

- 2 観覧料の額は、別表第 1 に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。
- 3 観覧料は、指定管理者の収入とする。

(特別利用)

第 6 条 資料等について熟覧、模写、模造、拓本、撮影及び原板使用（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けた者は、指定管理者に特別利用料を支払わなければならない。
- 3 前項の特別利用料は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 指定管理者は、第 1 項の許可を受けた者がその条件に違反したとき、又は違反するおそれがあるとき、その他指定管理者が管理上支障があると認めるときは、当該許可を取り消し、又は特別利用を制限し、若しくは停止することができる。
- 5 特別利用料の額は、別表第 2 に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。
- 6 特別利用料は、指定管理者の収入とする。

(施設等の利用許可)

第 7 条 別表第 3 に掲げる市民ミュージアムの施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(施設等の利用料金)

第 8 条 前条の許可を受けた者（以下「施設等利用者」という。）は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 利用料金の額は、別表第 3 に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(施設等の利用許可の制限)

第 9 条 指定管理者は、管理上支障があるとき、その他施設等の利用を不適当であると認めるときは、第 7 条の許可をしない。

(施設等の利用許可の取消し等)

第 10 条 指定管理者は、施設等利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、第 7 条の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用の目的に反したとき。
- (2) 秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により第 7 条の許可を受けたとき。
- (4) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- (5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(施設等の変更禁止)

第 11 条 施設等利用者は、施設等を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(施設等の利用権の譲渡等の禁止)

第 12 条 施設等利用者は、施設等を利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第 13 条 施設等利用者は、施設等の利用を終了し、又は第 7 条の許可を取り消され、若しくは施設等の利用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちにその施設等を原状に回復し、又は返還しなければならない。

(取消し等による損害の責任)

第 14 条 市及び指定管理者は、第 10 条第 5 号に該当する場合を除き、第 7 条の許可の取消し又は施設等の利用の制限若しくは停止によって、施設等利用者が生じた損害については、その責めを負わない。

(観覧料等の減免)

第 15 条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、第 5 条第 1 項に規定する観覧料、第 6 条第 2 項に規定する特別利用料及び利用料金（以下「観覧料等」という。）を減額し、又は免除することができる。

(観覧料等の返還)

第 16 条 既に支払われた観覧料等は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(入館等の制限)

第 17 条 指定管理者は、他人の迷惑となるおそれのある者その他管理上支障があると認められる者については、入館を断り、又は退館させることができる。

(損害の賠償)

第 18 条 資料等又は施設等を損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従いこれらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 19 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。(昭和 63 年 10 月 7 日規則第 85 号で昭和 63 年 11 月 1 日から施行)

附 則 (平成 6 年 10 月 7 日条例第 30 号)

この条例は、平成 6 年 10 月 17 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 12 月 21 日条例第 78 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 9 月 30 日条例第 87 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 6 月 28 日条例第 53 号)

この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条及び別表第 1 の改正規定並びに別表第 2 の次に 1 表を加える改正規定（展示室及び道徳展示空間に係る部分に限る。）は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 12 月 24 日条例第 47 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(川崎市スポーツ振興審議会条例等の一部改正に伴う経過措置)

12 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育委員会が行った処分その他の行為で、施行日においてこの条例の附則の規定による改正後の次に掲げる条例の規定により当該行為を行うべきものが市長となるものは、施行日以後においては、市長が行った処分その他の行為とみなす。

(1) 川崎市スポーツ振興審議会条例

(2) 川崎市とどろきアリーナ条例

(3) 川崎市体育館条例

(4) 川崎市スポーツセンター条例

(5) 川崎市武道館条例

(6) 川崎市市民ミュージアム条例

(7) 川崎市岡本太郎美術館条例

(8) 川崎市大山街道ふるさと館条例

附 則 (平成 27 年 3 月 23 日条例第 2 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 16 条、第 17 条及び第 20 条の規定 平成 27 年 5 月 1 日

(2) 第 3 条の規定 平成 27 年 6 月 1 日

(3) 第 19 条の規定 平成 27 年 7 月 1 日

(4) 第 7 条の規定 平成 28 年 4 月 1 日

(5) 第 12 条、第 14 条及び第 15 条の規定 平成 28 年 5 月 1 日

(6) 第 2 条、第 4 条、第 11 条、第 13 条及び第 18 条の規定 平成 28 年 6 月 1 日

(7) 第 6 条の規定 平成 28 年 9 月 1 日

(8) 第 5 条の規定 平成 28 年 10 月 1 日

(9) 第 8 条の規定 平成 28 年 11 月 1 日

附 則 (平成 28 年 3 月 24 日条例第 18 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の次に 3 条を加える改正規定（第 3 条の 2（指定管理者に市民ミュージアムの管理を行わせることに係る部分を除く。）に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に効力を有する市長の行った利用許可その他の行為で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において改正後の条例（以下「新条例」という。）の規定により当該行為に相当する行為を行うべきものが新条例第 3 条の 2 第 1 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）となるものは、施行日以後においては、指定管理者の行った利用許可その他の行為とみなす。

3 改正前の条例の規定により発行された共通利用券又は特別入場券については、新条例別表第 1 の規定にかかわらず、施行日以後引き続き使用することができる。

別表第 1（第 5 条関係）

1 普通観覧

単位	金額
1 人 1 回	2,000 円

2 共通利用券

種別	金額
100円券 12枚つづり	1000円
100円券 25枚つづり	2000円

備考 共通利用券は、次に掲げる施設の入場等に利用することができる。ただし、当該各施設への団体（20人以上をいう。）の入場等については、この限りでない。

- (1) 市民ミュージアムにおいて市民ミュージアムが行う企画展の展示会場への入場
- (2) 川崎市岡本太郎美術館条例（平成11年川崎市条例第25号）に規定する川崎市岡本太郎美術館の常設展又は企画展の展示会場への入場
- (3) 川崎市青少年科学館条例（昭和46年川崎市条例第24号）に規定する川崎市青少年科学館のプラネタリウムの一般投影又は特別投影の観覧
- (4) 川崎市立日本民家園条例（昭和42年川崎市条例第19号）に規定する川崎市立日本民家園への入園

3 特別入場券

指定管理者は、7,000円の範囲内であらかじめ市長の承認を得て、定期券その他の特別入場券を発行することができる。

別表第2（第6条関係）

区分	単位	特別利用料
熟覧	1点 1日	200円
模写		1,000円
模造		1,000円
拓本		1,000円
撮影	1点	300円
原板使用	1枚	2,000円

別表第3（第7条、第8条関係）

1 施設利用料

		金額		
		午前9時30分から 午後0時30分まで	午後1時30分から 午後5時まで	午前9時30分から 午後5時まで
ホール	映像ホール	7,800円	9,100円	16,900円
	ミニホール	3,000円	3,500円	6,500円
研修室	研修室1	1,200円	1,400円	2,600円
	研修室2	1,200円	1,400円	2,600円
	研修室3	1,200円	1,400円	2,600円
研修室	企画展示室1			46,500円
	企画展示室2			45,000円
	アートギャラリー			75,000円
	多目的ギャラリー1			9,000円
	多目的ギャラリー2			7,500円
逍遥展示空間		30分につき 2,300円		

備考

- 1 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。
- 2 ホール、展示室又は逍遥展示空間の利用について入場料を徴収する場合の施設利用料の額は、次の表の入場料金の区分に従い、規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）に増額の割合を乗じて得た額とする。

入場料金	増額の割合
1,000円未満	15割
1,000円以上 3,000円未満	20割
3,000円以上	30割

- 3 第4条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間（午後5時から午前9時30分までの時間に限る。）に利用するときの施設利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、ホール又は研修室を利用する場合にあっては利用日の午後1時30分から午後5時までの利用時間の区分（以下「午後の区分」という。）の規定利用料（前2項の規定を適用する場合は、これらの規定により算出して得た額。以下この項において同じ。）の30分当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）、展示室を利用する場合にあっては利用日の午前9時30分から午後5時までの利用時間の区分の規定利用料の30分当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）、逍遥展示空間を利用する場合にあっては規定利用料の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。
- 4 午後0時30分から午後1時30分までの時間（以下「中間時間」という。）においてホール又は研修室を利用する場合（午前9時30分から午後0時30分までの利用時間の区分（以下「午前の区分」という。）又は午後の区分を利用する場合に限る。）の施設利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、午前の区分の規定利用料（第1項又は第2項の規定を適用する場合は、これらの規定により算出して得た額）の30分当たりの額とする。ただし、午前の区分と午後の区分の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。

2 設備利用料

単位	金額
1式、1本、1組、1台、1張、1双、1個、 1枚、1キロワットその他1単位 1回	10,000円

備考

- 1 本表においては、映像ホール、ミニホール又は研修室の利用にあっては午前の区分、午後の区分をそれぞれ1回として、企画展示室、アートギャラリー、多目的ギャラリー又は逍遥展示空間の利用にあっては4時間までごとに1回として扱う。
- 2 映像ホール、ミニホール又は研修室を午後5時から午前9時30分までの時間に利用する場合の設備利用料の額は、4時間までごとに1回として扱う。
- 3 映像ホール、ミニホール又は研修室を中間時間において利用する場合の設備利用料の額は、30分につき、午前の区分を単位として利用した場合の規定利用料の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前の区分と午後の区分の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。

川崎市市民ミュージアム条例施行規則

平成 22 年 3 月 31 日規則第 36 号

改正

平成 28 年 3 月 24 日規則第 8 号

平成 28 年 5 月 31 日規則第 55 号

平成 29 年 3 月 31 日規則第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川崎市市民ミュージアム条例(昭和 62 年川崎市条例第 45 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(公告)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の 2 第 1 項の規定により川崎市市民ミュージアム(以下「市民ミュージアム」という。)の管理を行わせるため、法人その他の団体(以下「法人等」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告する。

- (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (2) 条例第 3 条の 2 第 1 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間(以下「指定予定期間」という。)
- (4) 条例第 3 条の 2 第 2 項の規定による事業計画書その他市長が必要と認める書類の提出(以下「事業計画書等の提出」という。)の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項(事業計画書等の提出)

第 3 条 事業計画書等の提出は、市長が定める期間内にしなければならない。

2 条例第 3 条の 2 第 2 項に規定する事業計画書その他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定予定期間に属する各年度の市民ミュージアムの管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (3) 事業計画書等の提出をする日(以下「提出日」という。)の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは活動計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。
- (4) 提出日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び活動予算書又は収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴書
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類(指定管理予定者)

第 4 条 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が 2 以上あるときは、条例第 3 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件(以下「指定要件」という。)を満たし、かつ、条例第 3 条各号に掲げる事業を行う上で最も適切と認める法人等を指定管理者の予定者(以下「指定管理予定者」という。)とする。

2 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が 1 である場合において、指定要件を満たすときは、当該法人等を指定管理予定者とする。

3 市長は、前条第 1 項に規定する市長が定める期間内に事業計画書等の提出をした法人等がないとき、又は前 2 項の指定管理予定者がないときは、再度、第 1 条の 2 の規定による公告を行う。

(通知)

第 5 条 市長は、条例第 3 条の 2 第 1 項の指定をしたときは、指定された法人等に対し、指定管理者指定書(別記様式)により通知する。

(協定)

第 6 条 指定管理者は、市長と市民ミュージアムの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用許可に関する事項
- (3) 観覧料に関する事項
- (4) 条例第 6 条に規定する特別利用(以下「特別利用」という。)に係る料金に関する事項
- (5) 利用に係る料金に関する事項
- (6) 管理に要する費用に関する事項
- (7) 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) 管理の業務の報告に関する事項
- (9) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (10) 川崎市契約条例(昭和 39 年川崎市条例第 14 号)に規定する作業報酬に関する事項
- (11) その他市長が必要と認める事項

(観覧券等の交付)

第 7 条 指定管理者は、条例第 5 条第 1 項の規定による観覧料の支払と引換えに観覧券、共通利用券又は特別入場券を交付するものとする。

(特別入場券)

第 8 条 指定管理者は、条例別表第 1 の 3 の規定により次の特別入場券を発行することができる。

- (1) 定期券
- (2) 共通入館券
- (3) 優待券
- (4) 前売券

(特別利用の申請等)

第 9 条 条例第 6 条第 1 項の規定により特別利用をしようとする者は、指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、特別利用を許可したときは、当該特別利用に係る許可書を申請者に交付するものとする。

3 指定管理者は、特別利用を許可するときは、次に掲げる条件を付することができる。

- (1) 条例第 3 条第 1 号に規定する資料等(以下「資料等」という。)の模写、模造、拓本、撮影若しくは原板使用によって得たもの(以下「模写資料等」という。)を展示し、又は出版物等に掲載するときは、市民ミュージアムの所蔵に係るものであることを適切な方法で表示すること。
- (2) 無断で模写資料等の複製、出版物等への掲載、上映、放送又はこれらに類する行為をしないこと。
- (3) 資料等を撮影したときは当該撮影によって得たフィルム等を、模写資料等を出版物等へ掲載したときは当該出版物等を本市に提供すること。
- (4) その他指定管理者が必要と認める事項

(特別利用の不許可)

第10条 指定管理者は、次に掲げる資料等については、特別利用を許可しない。

- (1) 特別利用によって資料等の保存に影響を及ぼすおそれがあると認めるもの
- (2) 寄託された資料等で寄託者の同意を得ていないもの
- (3) 著作権が存する資料等で著作権者等の同意を得ていないもの
- (4) その他指定管理者が特別利用することを不適当と認めるもの

2 特別利用は、指定管理者の指示に従って行わなければならない。

(施設等の利用許可の申請)

第11条 条例第7条の規定により施設等(条例第3条第7号に規定する施設等をいう。以下同じ。)の利用の許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、指定管理者に申請しなければならない。

(施設等の利用許可の申請期間)

第12条 施設等の利用許可の申請期間は、次に定めるところによる。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 企画展示室又はアートギャラリーを利用する場合にあっては、利用日又は利用開始日(連続して利用しようとする場合の最初の日をいう。以下同じ。)の属する年度の前年度の4月1日から利用日の1月前まで申請することができる。
- (2) 映像ホール、ミニホール、多目的ギャラリー又は逍遥展示空間を利用する場合にあっては、利用日又は利用開始日の属する月の6月前の月の初日から利用日の14日前まで申請することができる。
- (3) 研修室を利用する場合にあっては、利用日の属する月の6月前の月の初日から利用日の3日前まで申請することができる。
- (4) 前2号の規定にかかわらず、企画展示室又はアートギャラリーの利用と併せて映像ホール、ミニホール、多目的ギャラリー、逍遥展示空間又は研修室を利用する場合にあっては、第1号の規定を準用する。
- (5) 第3号の規定にかかわらず、映像ホール、ミニホール、多目的ギャラリー又は逍遥展示空間の利用と併せて研修室を利用する場合にあっては、第2号の規定を準用する。

(施設等利用許可書の交付)

第13条 指定管理者は、施設等の利用許可をしたときは、当該利用に係る許可書を申請者に交付するものとする。

(特別の設備の付設等)

第14条 条例第11条ただし書の規定により施設等を模様替えし、又は特別の設備を付設しようとする者は、指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、原則として第11条の規定による申請と同時に行わなければならない。

3 第1項の承認を受けた者が施設等を模様替えし、又は特別の設備を付設したときは、利用後直ちに自己の負担においてこれを原状に回復し、又は撤去しなければならない。

(施設等利用中止の届出)

第15条 施設等の利用許可を受けた者(以下「施設等利用者」という。)が、その利用を中止しようとするときは、指定管理者に届け出なければならない。

(利用期間等の制限)

第16条 指定管理者は、施設等の利用の公平を図るため必要があると認めるときは、同一利用者が1月以内に施設等を利用する期間又は回数を制限することができる。

(観覧料等の減免)

第17条 条例第15条の規定により指定管理者が同条に規定する観覧料等(以下「観覧料等」という。)を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 観覧料

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校その他これらに準ずる教育施設が教育課程に基づく教育活動として観覧を行う場合 全額

イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設が当該施設の活動として観覧を行う場合 全額

ウ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条第1項又は第2項の規定による戦傷病者手帳、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条第3項の規定による被爆者健康手帳、療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳等(以下「身体障害者手帳等」という。)の交付を受けている者(これらの者の介護者を含む。)が観覧を行う場合 全額

(2) 特別利用料

ア 市又は国若しくは他の地方公共団体がその事業の用途に供することを目的とする場合 全額

イ 私立の博物館、美術館、図書館、学校、研究所等がその事業の用途に供することを目的とする場合 全額

ウ 専ら学術研究の用途に供することを目的とする場合 全額

(3) 条例別表第3の1に規定する施設利用料及び同表の2に規定する設備利用料(以下「施設等利用料」という。)

ア 市又は国若しくは他の地方公共団体がその事業のために利用する場合 5割相当額

イ 市が構成員となっている協議会、研究会等が主催する行事等のために利用する場合 5割相当額

2 指定管理者は、前項の規定によるほか、市長が特別の理由があると認めるときは、観覧料等を減額し、又は免除することができる。

3 前2項の規定による観覧料等の減額又は免除を受けようとする場合は、あらかじめ指定管理者に申請しなければならない。ただし、第1項第1号ウの場合にあっては、身体障害者手帳等の提示をもって、当該申請に代えることができる。

(観覧料等の返還)

第18条 条例第16条ただし書の規定により観覧料等を返還することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 災害その他の事故により観覧又は特別利用ができない場合 観覧料又は特別利用料の全額

(2) 管理上の必要から入場を禁止し、若しくは制限し、又は特別利用の許可を取り消した場合 観覧料又は特別利用料の全額

(3) 条例第10条第4号又は第5号の規定により、指定管理者が利用許可を取り消した場合 施設等利用料の全額

(4) 企画展示室又はアートギャラリーの利用者が利用日の6月前までに利用中止を届け出た場合 施設等利用料の全額

(5) 企画展示室又はアートギャラリーの利用者が利用日の3月前までに利用中止を届け出た場合 施設等利用料の5割相当額

(6) 企画展示室又はアートギャラリーと併せて利用しない場合の映像ホール、ミニホール、多目的ギャラリー又は逍遥展示空間の利用者が利用日の1月前までに利用中止を届け出た場合 施設等利用料の全額

(7) 企画展示室又はアートギャラリーと併せて利用しない場合の映像ホール、ミニホール、多目的ギャラリー又は逍遥展示空間の利用者が利用日の14日前までに利用中止を届け出た場合 施設等利用料の5割相当額

(8) 企画展示室、アートギャラリー、映像ホール、ミニホール、多目的ギャラリー又は逍遥展示空間と併せて利用しない場合の研修室の利用者が利用日の3日前までに利用中止を届け出た場合 施設等利用料の全額

(9) 企画展示室又はアートギャラリーと併せて利用する場合の映像ホール、ミニホール、多目的ギャラリー、逍遥展示空間又は研修室の利用者が利用日の6月前までに利用中止を届け出た場合 施設等利用料の全額

(10) 企画展示室又はアートギャラリーと併せて利用する場合の映像ホール、ミニホール、多目的ギャラリー、逍遥展示空間又は研修室の利用者が利用日の3月前までに利用中止を届け出た場合 施設等利用料の5割相当額

(11) 映像ホール、ミニホール、多目的ギャラリー又は逍遥展示空間と併せて利用する場合の研修室の利用者が利用日の1月前までに利用中止を届け出た場合 施設等利用料の全額

(12) 映像ホール、ミニホール、多目的ギャラリー又は逍遥展示空間と併せて利用する場合の研修室の利用者が利用日の14日前までに利用中止を届け出た場合 施設等利用料の5割相当額

(13) 前各号に定めるもののほか、市長が正当な理由があると認める場合 市長が認める額
(遵守事項)

第19条 市民ミュージアムを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 建物、附属設備又は資料等を汚損若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。

(2) 他人に迷惑をかけ、又はそのおそれのある行為をしないこと。

(3) 展示会場において許可を受けずに、撮影、模写等を行わないこと。

(4) 所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 施設等利用者は、定員を超えて入場させないこと。

(6) 利用許可された以外の施設等を利用しないこと。

(7) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。

(8) 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。

(9) 許可を受けずに物品の販売又は飲食の提供をしないこと。

(10) 前各号に定めるもののほか、指定管理者の指示する事項

(整理員の配置)

第20条 施設等利用者は、市民ミュージアムの利用に際し、市民ミュージアム内外の秩序維持のために必要な整理員を置かなければならない。ただし、指定管理者が必要がないと認める場合は、この限りでない。

(管理上の入室)

第21条 施設等利用者は、管理のために立ち入る係員の入室を拒むことができない。

(損傷等の届出)

第22条 施設等利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、文書により速やかに指定管理者に届け出なければならない。

(利用後の点検)

第23条 施設等利用者は、施設等の利用を終了したときは、係員に報告し、その点検を受けなければならない。

(委任)

第24条 この規則の施行について必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 川崎市市民ミュージアム協議会規則(平成18年川崎市教育委員会規則第9号)の規定により委嘱され、又は任命された委員で、この規則の施行の際現に在任する委員は、その任期が終了するまでの間、この規則の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなす。

附 則(平成28年3月24日規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第15条第1項第1号ア及び第26条の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成28年5月31日規則第55号)

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第16号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

